

# 無人航空機（ドローン）を用いた廃棄物処理場等空撮委託業務仕様書

## 1 委託事業名

無人航空機（ドローン）を用いた廃棄物処理場等空撮委託事業

## 2 業務の目的

産業廃棄物の監視業務については、処理施設などの面積が広く、地上からの監視では、保管状況の全容が把握しにくいことや、崖下などの険しい地形や障害物の多い不法投棄現場などでは業務に危険が伴う。また、廃棄物処分場への立入調査では、土地所有者の承諾が必要であり、所有者が所在不明の場合など、調査手続の煩雑さから迅速な対応に支障をきたしている。本委託業務は、過酷な環境に負けない耐性と広い視野を持った無人航空機（ドローン）を使用して、労働安全を確保しつつ、監視可能区域を拡大し、業務の効率化・迅速化・違法行為者に対する心理的な抑制効果を図ることを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

## 4 委託事業の内容

### (1) 業務内容

無人航空機（以下「ドローン」という。）を用いて、県が指定する撮影場所に示す地点を飛行し、備え付けたカメラで産業廃棄物の保管状況を画像（動画及び写真）として記録する。

### (2) 撮影日時、撮影場所

大分県循環社会推進課と協議のうえ、決定する。撮影場所は年間15箇所程度を予定

### (3) 飛行時間

1回につき20分程度

## 5 ドローン及びカメラの性能

### (1) 無線による操作が可能であること

### (2) 飛行させながら操作端末によるカメラの画像確認ができること

### (3) カメラは、フルハイビジョン動画撮影及び2,000万画素以上の静止画撮影が可能であり、ブレ補正機能を有していること

## 6 成果品について

動画及び静止画を記録したUSBメモリー(正本、副本)を2本提出すること。

## 7 その他

### (1) 本事業を実施するにあたり、受託者は委託者と十分調整すること。

### (2) 業務に関係する法律（航空法）等を熟知の上、抵触しないよう注意すること。

### (3) 悪天候等によりドローンの飛行が困難であると予想される場合は、すみやかに県にその旨を伝え、順延日の検討を行うこと。

### (4) 業務の実施に当たっては、別記「大分県廃棄物処理監視用無人航空機の運用要領」及び「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。

### (5) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。

# 大分県廃棄物処理監視用無人航空機の運用要領

廃棄物対策課

## (趣旨)

第1条 この要領は、無人航空機を用いた空中からの撮影を委託する場合の運用及び管理について必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 無人航空機を用いた空中からの撮影（以下「ドローンの使用」という。）の委託は、廃棄物の最終処分場、中間処理場、保管場所若しくは投棄場所又は廃棄物の保管若しくは投棄を行っている疑いのある場所の実態を把握することを目的として行う。

## (占有者等からの撮影了解取得の原則)

第3条 ドローンの使用に当たっては、あらかじめ撮影の対象とする土地の占有者又はその家族若しくは使用人等（以下「占有者等」という。）の了解を得ることを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず撮影の対象とする場所の囲いが高いなど敷地外の地上からでは当該場所の必要な状況確認ができない場合、次の各号に掲げるときは、あらかじめ占有者等の了解を得ることなくドローンの使用を行う事ができる。

一 土地登記簿の調査、市町村への照会、近隣住民への聴取等の努力を行っても、占有者等が判明せず、他に撮影の対象である土地の状況を把握する適切な方法がない場合

二 土地登記簿の調査、市町村への照会、近隣住民への聴取等により占有者等が迅速に判明せず、生活環境保全上の観点から撮影の対象である場所の状況を空中から把握する緊急性が認められる場合

三 占有者等の行方が不明になる等の理由により占有者等への連絡の手段がなく、当該場所の状況を把握できないことが廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適切な執行の支障となる場合

3 第1項において、占有者等から撮影の対象とする土地へのドローンの使用又は無人航空機の侵入を拒否する旨の申出があったときには、ドローンの使用を行わない。

## (航空法への配慮)

第4条 ドローンの使用に当たっては、航空法(昭和27年法律第231号)を遵守して次のとおり運用する。

一 原則として、空港から6 km 以内の場所、地表又は水面から100 m以上の高さの空域、又は人口集中地区(<https://jstatmap.e-stat.go.jp/gis/nstac/index.html> 独立行政法人統計センターで確認：国勢調査の結果による人口集中地区)の上空を飛行させないこととし、これによりがたい特別の事情のある場合には、航空法第132条に基づく許可を得ることとする。

二 無人航空機及び周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること、無人航空機と陸上又は水上の人又は物件との間に30 m以上の距離を保って飛行させることその他の航空法第132条の2に定める方法により、安全に飛行させること。

## (人権への配慮等)

第5条 第3条第2項に係るドローンの使用（占有者等の了解を得ない撮影）を行おうとする場合には、人権に配慮し、あらかじめ公共の福祉の観点からの必要性和個人の権利を比較考慮して検討を行う。

2 ドローンの使用に当たっては、あらかじめ自己が写ることを了解した者以外の者が、個人を特定できる形態で写らないよう努めるものとするが、偶然その他のやむを得ない理由により、了解を得ていない個人を特定できる形態で写った映像データについて、県は、データの該当部分を削除し、又は加工する等の適切な手段をとることとする。なお、この場合において一部削除又は加工を行う前の元のデータは廃棄しなければならない。

3 ドローンの使用を委託するに当たっては、その契約書に、受託者が業務上知り得た個人に関する事項や企業の秘密に関する事項を公開してはならない旨及び撮影した映像データは県へ全て引き渡し、受託者が保持しない旨を明記する。

4 県がこの要領に基づき保存する映像データの公開については、大分県情報公開条例の定めに従う。